

特許法施行令等の一部を改正する政令 参照条文

(参照法令一覧)

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）	1
○実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（抄）	4
○意匠法（昭和三十四年法律第二百五号）（抄）	5
○商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）	6
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）	7
○実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）（抄）	8
○特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（抄）	8
○特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）（抄）	12
○実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）（抄）	16
○意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）（抄）	17
○商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）（抄）	18
○登録免許税法（昭和三十二年法律第三十三号）（抄）	19
○登録免許税法施行令（昭和三十二年政令第四百十六号）（抄）	20

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）

（特許原簿への登録）

第二十七条 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

- 一 特許権の設定、存続期間の延長、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限
- 二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
- 三 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限
- 四 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

2 （略）

3 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

（特許を受ける権利）

第三十四条 （略）

2・3 （略）

4 特許出願後における特許を受ける権利の承継は、相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官に届け出なければ、その効力を生じない。

5 特許を受ける権利の相続その他の一般承継があつたときは、承継人は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。

6・7 （略）

（仮専用実施権）

第三十四条の二 特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、仮専用実施権を設定することができる。

2 仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、その特許権について、当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において、専用実施権が設定されたものとみなす。

3 仮専用実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 仮専用実施権者は、特許を受ける権利を有する者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

5 仮専用実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該特許出願の分割に係る新たな特

許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮専用実施権が設定されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

6 仮専用実施権は、その特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、消滅する。

7 仮専用実施権者は、第四項又は次条第六項本文の規定による仮通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権を放棄することができる。

8 第三十三條第二項から第四項までの規定は、仮専用実施権に準用する。
(仮通常実施権)

第三十四條の三 特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

2 前項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

3 前條第二項の規定により、同條第四項の規定による仮通常実施権に係る仮専用実施権について専用実施権が設定されたものとみなされたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該専用実施権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

4 仮通常実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者(仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権にあつては、特許を受ける権利を有する者及び仮専用実施権者)の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

5 仮通常実施権に係る特許出願について、第四十四條第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許出願に係る特許を受ける者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

6 前条第五項本文の規定により、同項に規定する新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権（以下この項において「新たな特許出願に係る仮専用実施権」という。）が設定されたものとみなされたときは、当該新たな特許出願に係るものの特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権（以下この項において「もとの特許出願に係る仮専用実施権」という。）に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権を有する者（当該仮通常実施権を許諾した者と当該もとの特許出願に係る仮専用実施権を有する者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。）に対し、当該新たな特許出願に係る仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

7 仮通常実施権は、その特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、消滅する。

8 前項に定める場合のほか、前条第四項の規定又は第六項本文の規定による仮通常実施権は、その仮専用実施権が消滅したときは、消滅する。

9 第三十三条第二項及び第三項の規定は、仮通常実施権に準用する。

（特許出願の分割）

第四十四条 特許出願人は、次に掲げる場合に限り、二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることができる。

一（三）（略）

2（6）（略）

（証明等の請求）

第八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付（第三項において「証明等」という。）を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一（五）（略）

2（略）

3 特許庁長官は、第一項ただし書に規定する場合のほか、同項本文の請求に係る特許に関する書類又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項に、通常実施権又は仮通常実施権に係る情報であつて、開示することにより、通常実施権については特許権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが、仮通常実施権については特許を受ける権利を有す

る者、仮専用実施権者又は仮通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが含まれる場合には、当該情報に該当する部分についての証明等を行わないものとする。ただし、通常実施権又は仮通常実施権について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求した場合として政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

4・5 (略)

(手数料)

第九十五条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一～三 (略)

四 第八十六条第一項の規定により証明を請求する者

五 第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

六 第八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

七 第八十六条第一項の規定により特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

2～12 (略)

○実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号) (抄)

(実用新案原簿への登録)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。
(手数料)

第五十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一～三 (略)

四 第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により証明を請求する者

五 第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

六 第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

七 第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

2 5 8 (略)

(特許法の準用)

第五十五条 特許法第八十六条(証明等の請求)の規定は、実用新案登録に準用する。この場合において、同条第三項中「通常実施権又は仮通常実施権」とあるのは「通常実施権」と、「通常実施権については特許権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるもの」として政令で定めるものが、仮通常実施権については特許を受ける権利を有する者、仮専用実施権者又は仮通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが」とあるのは「実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるもの」と読み替えるものとする。

2 5 5 (略)

○意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)(抄)

(意匠原簿への登録)

第六十一条 (略)

2 (略)

3 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

(証明等の請求)

第六十三条 何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記載されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

1 5 6 (略)

2 5 4 (略)

(手数料)

第六十七条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納付しなければならない。

1 5 5 (略)

六 第六十三条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

七 第六十三条第一項の規定により書類、ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者

八 (略)

2 〃 8 (略)

○商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号) (抄)

(商標原簿への登録)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

(証明等の請求)

第七十二条 何人も、特許庁長官に対し、商標登録又は防護標章登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 〃 三 (略)

2 〃 4 (略)

(手数料)

第七十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納付しなければならない。

一 〃 八 (略)

九 第七十二条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

十 第七十二条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

十一 (略)

2 〃 8 (略)

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号) (抄)

(電子情報処理組織による特定手続)

第三条 手続をする者は、経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する特許等関係法令の規定による手続であつて経済産業省令で定めるもの(以下「特定手続」という。)については、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた特定手続は、前条第一項の特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(第五条第三項並びに第十三条第二項及び第三項を除き、以下単に「ファイル」という。)への記録がされた時に特許庁に到達したものとみなす。

3 (略)

(ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求)

第十二条 何人も、特許庁長官に対し、次に掲げる事項について、経済産業省令で定めるところにより電子情報処理組織を使用して行う閲覧を請求することができる。ただし、国際出願(国際出願法第二条に規定する国際出願をいう。以下同じ。)に係る事項については、この限りでない。

一 (略)

二 特許法第二十七条第一項の特許原簿、実用新案法第四十九条第一項の実用新案原簿、意匠法第六十一条第一項の意匠原簿又は商標法第七十条第一項(同法第六十八条の二十七において読み替えて適用する場合を含む。)の商標原簿のうち磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製された部分に記録されている事項であつて経済産業省令で定めるもの何人も、特許庁長官に対し、ファイルに記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、国際出願に係る事項については、この限りでない。

3 特許法第八十六条第一項ただし書及び第二項(実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)並びに特許法第八十六条第三項(実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)、意匠法第六十三条第一項ただし書及び第二項並びに商標法第七十二条第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の規定による閲覧又は書類の交付に準用する。

4・5 (略)

(手数料)

第四十条 次に掲げる者は、政令で定める場合を除くほか、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付しなければならない。

一・二 (略)

三 第十二条第一項の規定により同項第二号に掲げる事項について閲覧を請求する者

四 第十二条第二項の規定により書類の交付を請求する者

○実用新案法施行令(昭和三十五年政令第十七号) (抄)

(特許法施行令の準用)

- 第四条 特許法施行令第一条(在外者の手続の特例)の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。
- 2 特許法施行令第三章(審査官、審判官及び審判書記官の資格)の規定は、審査官、審判官及び審判書記官の資格に準用する。
- 3 特許法施行令第四章(工業所有権審議会)の規定は、登録実用新案についての裁定の手続に準用する。

○特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号) (抄)

(特許法関係手数料)

第一条 特許法第九十五条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金額
一～三	(略)	(略)
四	特許法第八十六条第一項の規定により証明を請求する者	一件につき千四百円(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して証明を請求する者(以下「電子証明請求者」という。) にあつては、千百円)
五	特許法第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき千四百円(特許原簿にあつては、三百五十円)

六	特許法第八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき千五百円（特許原簿にあつては、三百円）
七	特許法第八十六条第一項の規定により特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき千円（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して書類の交付を請求する者（以下「電子書類交付請求者」という。）にあつては、八百円）

254 (略)

(実用新案法関係手数料)

第二条 実用新案法第五十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

一～三	(略)	(略)	納付しなければならない者	金額
四	実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により証明を請求する者	一件につき千四百円（電子証明請求者にあつては、千円）		
五	実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき千四百円（実用新案原簿にあつては、三百五十円）		

六	实用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第八十条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき千五百円（实用新案原簿にあつては、三百円）
七	实用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第八十条第一項の規定により实用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき千五百円（電子書類交付請求者にあつては、八百円）

2・3 (略)

(意匠法関係手数料)

第三条 意匠法第六十七条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

一〜五	(略)	納付しなければならない者	金額
六	意匠法第六十三条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき千四百円（意匠原簿にあつては、三百五十円）	
七	意匠法第六十三条第一項の規定により書類、ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき千五百円（意匠原簿にあつては、三百円）	
八	(略)	(略)	

2・3 (略)

(商標法関係手数料)

第四条 商標法第七十六条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

一〜八	(略)	納付しなければならない者	金 額
九	商標法第七十二条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき千四百円(商標原簿にあつては、三百五十円)	
十	商標法第七十二条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき千五百円(商標原簿にあつては、三百円)	
十一	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料)

第五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

一・二	(略)	納付しなければならない者	金 額
三	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第一項の規定により同項第二号に掲げる事項について閲覧を請求する者	一件につき八百円(電子閲覧請求者にあつては、六百円)	

	者	
四	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第二項の規定により書類の交付を請求する者	一件につき千三百円（電子書類交付請求者にあつては、千円）

2・3 (略)

○特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）（抄）

（仮登録）

第二条 仮登録は、次に掲げる場合にするものとする。

- 一 登録の申請に必要な手続上の要件が具備しないとき。
- 二 特許権、専用実施権若しくは通常実施権若しくはこれらの権利を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅に関して請求権を保全しようとするとき、又はその請求権が始期付き若しくは停止条件付きであるときその他将来において確定すべきものであるとき。

（付記登録）

第四条 次に掲げる事項の登録は、付記によつてする。

- 一 登録名義人の表示の変更又は更正
- 二 質権の移転又は信託による質権についての変更
- 三 一部が抹消された登録の回復

第五条 次に掲げる事項の登録は、登録上の利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に登録上の利害関係を有する第三者の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付した場合に限り、付記によつてする。

一 (略)

二 登録の更正（登録名義人の表示の更正を除く。）

第七条 附記登録の順位は、主登録の順位により、附記登録間の順位は、その前後による。

（特許原簿の範囲）

第九条 特許原簿は、特許登録原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿及び特許信託原簿とする。

2 特許を受けた発明の当該明細書、特許請求の範囲及び図面（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下この条において「特例法」という。）の規定により明細書及び特許請求の範囲に記載された事項並びに図面の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、特許登録原簿の一部とみなす。

3 （略）

（特許原簿の調製等）

第十条 特許登録原簿は、磁気テープをもつて調製し、その調製の方法は、経済産業省令で定める。

2 特許関係拒絶審決再審請求原簿及び特許信託原簿は、帳簿をもつて調製し、その様式及び記載の方法は、経済産業省令で定める。

3 （略）

（閉鎖特許原簿）

第十二条 特許庁長官は、特許権の消滅の登録をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、特許登録原簿における当該特許権に関する登録を閉鎖特許原簿に移さなければならない。

（職権による登録）

第十六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしなければならない。

一 特許権の設定、存続期間の延長、消滅（放棄によるものを除く。）又は回復

二 審判又は再審による明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正

三 混同による専用実施権、通常実施権又は質権の消滅

四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第百条第三項の規定による取消しによる専用実施権又は通常実施権の消滅

五 特許法第八十三条第二項若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の裁定による通常実施権の設定又はその裁定の取消しによる通常実施権の消滅

六 特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判の確定審決

七 再審の確定審決

（登録の申請）

第十八条 登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、登録権利者及び登録義務者が申請しなければならない。

第二十一条 登録名義人の表示の変更又は更正の登録は、登録名義人だけで申請することができる。

(申請書)

第二十八条 申請書には、次に掲げる事項を記載し、申請人が記名し、印を押さなければならない。

- 一 特許番号
- 二 登録の目的が特許権以外の権利に関するときは、その権利の表示
- 三 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 四 代理人により登録を申請するときは、その氏名又は名称及び住所又は居所
- 五 登録権利者が外国人であるときは、その国籍
- 六 登録の目的

(戸籍謄本等の添付)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、申請人は、申請書に戸籍又は住民票の謄本又は抄本、登記事項証明書その他当該事実を証明することができる書面を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 申請人が登録権利者又は登録義務者の相続人その他の一般承継人であるとき。

(却下)

第三十八条 (略)

- 一 登録を申請した事項が登録すべきものでないとき。
- 二 申請書が方式に適合しないとき。
- 三 申請書に記載した特許番号又は登録の目的である権利の表示が特許原簿と符合しないとき。
- 四 第三十五条第二号に規定する場合を除き、申請書に記載した登録義務者の表示が特許原簿と符合しないとき。
- 五 登録名義人の表示の変更又は更正の登録を申請する場合を除き、申請人が登録名義人である場合において、その表示が特許原簿と符合しないとき。
- 六 申請書に記載した事項が登録の原因を証明する書面と符合しないとき。
- 七 申請に必要な書面を提出しないとき。
- 八 登録免許税を納付しないとき。

2 (略)

第四十一条 特許庁長官は、登録を完了した後、その登録について錯誤又は脱落があることを発見した場合において、その錯誤又は脱落が特許庁の過失に基づくものであるときは、登録上の利害関係を有する第三者がある場合を除き、遅滞なく、その登録を更正し、かつ、その旨を登録権利者及び登録義務者に通知しなければならない。

2 (略)

(専用実施権の設定等の登録の申請)

第四十四条 専用実施権の設定の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 設定すべき専用実施権の範囲

二 登録の原因に対価の額又はその支払の方法若しくは時期の定めがあるときは、その定め

2・3 (略)

(通常実施権の設定等の登録の申請)

第四十五条 通常実施権の設定の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 設定すべき通常実施権の範囲

二 登録の原因に対価の額又はその支払の方法若しくは時期の定めがあるときは、その定め

2・3 (略)

(仮処分の登録に後れる登録の抹消)

第五十五条の二 特許権について民事保全法第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による仮処分の登録（保全仮登録とともにしたものを除く。以下この条及び次条において同じ。）をした後、その仮処分の債権者とその仮処分の債務者を登録義務者として特許権について登録（仮登録を除く。）を申請する場合においては、その債権者だけでその仮処分の登録に後れる登録の抹消を申請することができる。

2 前項の規定により登録の抹消を申請するときは、申請書に民事保全法第六十一条において準用する同法第五十九条第一項の規定による通知をしたことを証明する書面を添付しなければならない。

3 (略)

第五十五条の四 専用実施権について保全仮登録をした後、本登録を申請する場合においては、その保全仮登録に係る仮処分の債権者だけで専用実施権若しくは通常実施権又はこれらの権利を目的とする質権についての登録であつてその仮処分の登録に後れるものの抹消を申請することができる。

2 第五十五条の二第二項の規定は、前項の規定による抹消の申請に準用する。

第六十四条 裁判所書記官は、受託者の解任の裁判があつたとき、又は信託管理人若しくは受益者代理人の選任若しくは解任の裁判があつたときは、職権で、遅滞なく、特許信託原簿の登録の特許庁に嘱託するものとする。

第六十五条 主務官庁は、受託者を解任したとき、又は信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したときは、遅滞なく、特許信託原簿の登録の特許庁に嘱託するものとする。

第六十七条 特許庁長官は、信託財産に属する特許権その他特許に関する権利について特許登録原簿に次に掲げる登録をするときは、職権で、特許信託原簿に登録しなければならない。

一〜三 (略)

(受託者の解任の付記)

第六十九条 特許庁長官は、第六十四条又は第六十五条の規定により受託者の解任に関し特許信託原簿に登録したときは、職権で、特許登録原簿にその旨を付記しなければならない。

○実用新案登録令(昭和三十五年政令第四十号)(抄)

(特許登録令の準用)

第二条 特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)第二条から第八条の二まで(仮登録等)の規定は、実用新案に関する登録に準用する。この場合において、同令第三条第三号中「特許法第八十三条第一項」とあるのは「実用新案法第四十八条第一項」と、同令第四号中「特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判」とあるのは「実用新案登録無効審判」と読み替えるものとする。

(特許登録令の準用)

第七条 特許登録令第十五条、第十七条から第二十一条まで及び第二十三条から第七十条まで(登録の手續)の規定は、実用新案に関する登録の手續に準用する。この場合において、同令第十七条中「特許法第九十三条第二項」とあるのは「実用新案法第二十三条第二項」と、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「実用新案法第二条の五第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十六条中「特許法第九十三条第二項」とあるのは「実用新案法第二十三条第二項」と、同令第二十七条中「特許法第九十条第一項」とあるのは「実用新案法第九十条第一項」と、同令第二十八条中「特許法第九十条第一項」とあるのは「実用新案法第九十条第一項」と、同令第二十九条中「特許法第九十条第一項」とあるのは「実用新案法第九十条第一項」と、同令第三十条中「特許法第九十条第一項」とあるのは「実用新案法第九十条第一項」と、同令第三十一条中「特許法第九十条第一項」とあるのは「実用新案法第九十条第一項」と、同令第三十二条中「特許法第九十条第一項」とあるのは「実用新案法第九十条第一項」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項(同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「実用新案法第二十六条

において準用する特許法第七十三条第二項（実用新案法第十八条第三項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）と、同令第三十七条第二項中「特許法第一百七条第一項」とあるのは「実用新案法第三十一条第一項」と、同令第四十三条中「特許法第九十二条第三項又は第四項」とあるのは「実用新案法第二十二條第三項又は第四項」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「実用新案法第二十五条第一項」と、同令第五十四条第二項中「特許法第九十三条第二項」とあるのは「実用新案法第二十三条第二項」と、「同条第三項において準用する同法第九十条第一項」とあるのは「実用新案法第二十三条第三項において準用する特許法第九十条第一項」と、同条第三項中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二条第三項若しくは第四項」とあるのは「実用新案法第二十一条第二項若しくは第二十二條第三項若しくは第四項若しくは同法第二十一条第三項若しくは第二十二條第七項において準用する特許法第九十条第一項」と読み替えるものとする。

○意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）（抄）

（特許登録令の準用）

第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、意匠に関する登録に準用する。この場合において、同令第三条第三号中「特許法第八十三条第一項」とあるのは「意匠法第六十条第一項」と、同条第四号中「特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判」とあるのは「意匠登録無効審判」と読み替えるものとする。

（特許登録令の準用）

第七条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条から第五十三条まで、第五十四条（第二項を除く。）並びに第五十五条から第七十条まで（登録の手續）の規定は、意匠に関する登録の手續に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「意匠法第六十八条第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十七条中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求があつたとき、裁定若しくはその取消しについての異議申立てがあつたとき、又は第三条第四号」とあるのは「裁定若しくはその取消しについての異議申立てがあつたとき、又は第三条第二号、第四号」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「意匠法第三十六条において準用する特許法第七十三条第二項（意匠法第二十七条第四項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令第三十七条第二項中「特許法第一百七条第一項」とあるのは「意匠法第四十二条第一項」と、同令第四十三条中「特許法第九十二条第三項又は第四項の裁定による通常実施権があるときは、同時にその通常実施権」とあるのは「本意匠若しくは関連意匠の意匠権又は意匠法第三十三条第三

項若しくは第四項の裁定による通常実施権があるときは、同時にその本意匠若しくは関連意匠の意匠権又は通常実施権」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「意匠法第三十五条第一項」と、同令第五十四条第三項中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求」とあるのは「第三条第二号に掲げる請求」と読み替えるものとする。

○商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）（抄）

（特許登録令の準用）

第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条及び第四条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、商標に関する登録に準用する。この場合において、同令第五条第一号中「特許権」とあるのは、「商標権及び防護標章登録に基づく権利」と読み替えるものとする。

（特許登録令の準用）

第十条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十八条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条から第四十二条まで、第四十四条第一項及び第二項、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条から第五十三条まで並びに第五十五条から第六十九条まで（登録の手續）の規定は、商標に関する登録の手續に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「商標法第七十七条第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十八条中「一 特許番号」とあるのは

「六 登録の目的

「一 商標登録の登録番号又は商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、「六 登録の目的」とあるのは 七 商標法第二

八 商標法第二

十四条第一項の規定による商標権の分割の登録を申請するときは、その分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と、同令第十四条の二第一項の規定による移転の登録を申請するときは、その移転に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と、同令第三十条の二第二号中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、同令イ中「同盟国又は加盟国」とあるのは「同盟国、加盟国又は締約国」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第三十五条において準用する特許法第七十三条第二項（商標法第三十条第四項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令第三十七条第二項中「特許権の設定の登録は、特許法第一百七十条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料」とあるのは「商標権（商標法第六十八条の二十に規定する国際登録に基づく商標権

(以下「国際登録に基づく商標権」という。)及び同法第六十八条の三十五の規定により設定の登録をすべき商標権を除く。)又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録又は存続期間を更新した旨の登録は、同法第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条の二第一項若しくは第二項又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定による登録料」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号」とあるのは「商標登録の登録番号若しくは商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「商標法第三十四条第一項」と、同令第六十二条第一項中「特許権その他特許に関する権利の移転の登録」とあるのは「商標権その他商標に関する権利(国際登録に基づく商標権を除く。)」の移転の登録又は国際登録に基づく商標権に係る商標信託原簿の登録」と読み替えるものとする。

○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十三号)(抄)

(免許等の場合の納付の特例)

第二十四条 別表第一に掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明で政令で定めるもの(以下この章において「免許等」という。)につき課されるべき登録免許税については、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類にはり付けて登記官署等に提出しなければならない。

2 (略)

別表第一 (抄)

登記、登録、免許、許可、認可、認定、指定又は技術証明の事項	課税標準	税率
一〇十二 (略)		
十三 特許権の登録(特許権の信託の登録を含み、特定通常実施権の登録を除く。)		
(一) (略) (二) 専用実施権(仮専用実施権を含む。以下この号において同じ。) 又は通常実施権(仮通常実施権を含む。以下この号において同じ。)	(略) 専用実施権又は通常実施権の件数	(略) 一件につき一万五千元

<p>() の設定又は保存の登録（仮専用実施権又は登録した仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたことに伴い当該仮専用実施権又は登録した仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において受けるものを除く。）</p> <p>(三) (七) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>十四～百五十八 (略)</p>		

○登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百十六号）（抄）
（免許等の範囲）

第三十条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等は、法別表第一第三十二号(五)ロ、(六)ロ若しくは(三十)、第三十三号、第五十一号、第五十二号、第五十四号から第五十六号まで、第五十八号、第五十九号、第六十一号、第六十四号、第六十五号、第六十六号(三)若しくは(四)、第八十五号、第九十二号、第九十六号(一)、第九十七号、第九十八号、第九十九号(一)、第一百号(四)、第一百一号(三)を除く。)、第一百二号(三)を除く。)、第一百三号、第一百四号(一)から(三)まで、第一百八号から第一百十二号まで、第一百二十号、第一百二十一号、第一百二十三号から第一百二十六号まで、第一百二十八号から第一百三十五号まで又は第三百三十七号から第四百四十二号の二までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明とする。